

【韓国】国家知識情報の連携及び活用の促進に関する法律の制定

関西館アジア情報課 田中 福太郎

* 2021年6月8日、デジタル資料を一元的に提供するポータルサイト（デジタル集賢殿）の構築を可能とする「国家知識情報の連携及び活用の促進に関する法律」が制定された。

1 背景と経緯

2020年7月14日、韓国政府は、「韓国版ニューディール総合計画」を発表した¹。同計画の10大代表課題の一つに、データの収集・加工・取引への活用の基盤を強化することでデータ経済を加速化し、5G全国網を通じて全産業の5G・AI融合を目指すとする「データダム」が挙げられており、主な投資事業及び制度改善策の一つとして、分散している図書館データベース、教育コンテンツ、博物館及び美術館の仮想現実コンテンツ等を統合検索・活用できるサービス「デジタル集賢殿」を提供することが明記された²。その後、同年12月23日に、大統領直属の第4次産業革命委員会³において、「デジタル集賢殿推進計画」が審議され、議決された⁴。

2021年1月6日、李光宰（イ・グァンジェ）議員を始めとする与党「共に民主党」の議員22名により、「デジタル集賢殿推進計画」を実施するための法律案が、国会に提出された⁵。同法律案は、同年1月7日に科学技術情報放送通信委員会に付託され、4月22日に修正可決された後、同年5月21日に本会議に上程され、同日、賛成218名、反対4名、棄権4名の賛成多数で可決された。「国家知識情報の連携及び活用の促進に関する法律」⁶は同年6月8日に公布され、同年12月9日に施行された。

2 概要

この法律は、本則全24か条及び附則1か条から成り、主な内容は以下のとおりである。

(1) 目的

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2022年3月8日である。

¹ 「『한국판 뉴딜 종합계획』 발표」 기획재정부ウェブサイト <https://www.moef.go.kr/nw/nes/detailNesDtaView.do?searchBbsId=MOSFBBS_00000000028&searchNttId=MOSF_00000000040637&menuNo=4010100>

² 「10 대 대표과제 데이터 댐」 대한민국 대전환 한국판 뉴딜ウェブサイト <<https://www.knewdeal.go.kr/front/view/task01.do>> 「集賢殿」とは、朝鮮・第4代王の世宗（在位1418-1450）時代の1420年に創設された学術研究機関。世宗は集賢殿に様々な書籍を備え、学者が研究できるよう後援した。イ・ウンソク、ファン・ビョンソク（三橋広夫ほか訳）『韓国歴史用語辞典』明石書店、2011.9、p.116。

³ 「超連結・超知能基盤の第4次産業革命の到来による科学技術・人工知能及びデータ技術等の基盤を確保し、新産業・新サービスの育成及び社会変化の対応に必要な主要政策等に関する事項を効率的に審査・調整する」目的（第4次産業革命委員会の設置及び運営に関する規程第2条第1項）で設置された大統領直属の機関。

⁴ 「[보도자료] 4 차 산업혁명위원회 제 19 차 전체회의 개최」 대통령직속 4 차 산업혁명위원회ウェブサイト <<https://www.4th-ir.go.kr/pressRelease/detail/1174?category=report>>; 「[제 19 차 전체회의] 심의 1 디지털 집현전 추진 계획」同 <<https://www.4th-ir.go.kr/article/detail/1196?boardName=internalData&category=agenda>>

⁵ 「[2107198] 국가지식정보 연계 및 활용 촉진에 관한 법률안(이광재의원등 22인)」 의안정보시스템ウェブサイト <http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_B2G0R1F201H7B1Q4L4L5H1C3W0B3L2>

⁶ 「국가지식정보 연계 및 활용 촉진에 관한 법률 (법률 제 18197 호)」 국가법령정보센터ウェブサイト <<https://law.go.kr/%EB%B2%95%EB%A0%B9%EA%B5%AD%EA%B0%80%EC%A7%80%EC%8B%9D%EC%A0%95%EB%B3%B4%EC%97%B0%EA%B3%84%EB%B0%8F%ED%99%9C%EC%9A%A9%EC%B4%89%EC%A7%84%EC%97%90%EA%B4%80%ED%95%9C%EB%B2%95%EB%A5%A0>>

国民が自由かつ便利に国家知識情報を利用できるよう、その連携及び活用の促進に必要な事項を定めることをもって、国民の知識財産の創出及び活用力の向上、国家の競争力の強化に資することを目的とする（第1条）。

(2) 定義

「国家知識情報」とは、国家機関、地方自治体及び「知能情報化基本法」⁷第2条第16号に規定する公共機関⁸（以下「国家機関等」）が生産・保有・管理している科学技術、教育学術、文化芸術、社会経済、行政等に関する情報のうち、知識の活用及び教育を目的とする国家的利用価値があるデジタル化された情報又はデジタル化の必要性が認められる情報であって、第9条の規定により国家知識情報委員会の指定を受けた情報をいう（第2条第1項）。

「統合プラットフォーム」とは、国家知識情報を統合・連携し、国民に情報通信網を介してサービスを提供するシステムをいう（同条第3項）。

(3) 基本計画の策定及び体制

科学技術情報通信部（部は日本の省に相当）長官（以下「長官」）は、国家知識情報の連携及び活用の促進に関する基本計画を、3年ごとに策定・施行しなければならない（第6条第1項）。国家知識情報に関する方針を審議・調整するために、長官の下に国家知識情報委員会を置く（第8条第1項）。

(4) 連携及び活用

第13条第1項の規定⁹により指定された国家知識情報を保有している国家機関等の長は、国家知識情報のデジタル化並びに統合プラットフォームとの連携及び活用等に関する計画を策定し、長官に提出しなければならない（第13条第2項）。長官は、国家知識情報の効率的な連携及び活用のために、統合プラットフォームを構築・運営しなければならない（第14条第1項）。長官は、国家機関等の長に統合プラットフォームの構築及び運営に必要な協力を要請することができる。要請を受けた国家機関等の長は、特別な事由がなければ、これに従わなければならない（同条第2項）。長官は、国家知識情報の生産、連携及び効率的な活用のために標準化を推進しなければならない。ただし、「産業標準化法」に規定する韓国産業規格が制定されている場合には、その規格に従う（第17条第1項）。

長官は、国家知識情報の利用を活性化するために、民間事業者及び民間事業者団体等を通じて国家知識情報を提供することができる（第18条第1項）。長官は、民間の知識情報のうち保存及び利用の価値がある知識情報を、統合プラットフォームと連携させるために、これを保有している民間事業者及び民間事業者団体等と協力することができる（第18条第2項）。

政府は、国家知識情報の効率的な連携及び活用を促進するため、国家機関等に対して必要な行政的・技術的・財政的支援を行うことができ、予算の範囲内で国家知識情報のデジタル化に係る費用を支援することができる（第19条）。長官は、必要であれば、国家機関等（国会、裁判所、憲法裁判所及び中央選挙管理委員会は除く）を対象に、国家知識情報の連携と活用の実態を検査することができる（第22条）。

⁷ 「지능정보화 기본법 (법률 제 17344 호)」 同上 <<https://www.law.go.kr/%EB%B2%95%EB%A0%B9/%EC%A7%80%EB%8A%A5%EC%A0%95%EB%B3%B4%ED%99%94%EA%B8%B0%EB%B3%B8%EB%B2%95>>

⁸ 「公共機関の運営に関する法律」で規定される機関、「地方公企業法」で規定される地方公社及び地方公団、「小・中等教育法」、「高等教育法」及びその他の法律の規定により設置された学校等を指す。

⁹ 長官は、国家機関等の長と協議し、統合プラットフォームとの連携対象となる国家知識情報を指定することができる。